

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年12月まで  
② 平成元年7月から3年3月まで

私は、昭和63年3月頃に市役所で国民年金の加入手続きを行い、当初は国民年金保険料を納付していなかったが、平成3年頃に納付していない保険料額が20万円くらいと記載されたハガキが届いたので、私の母が、それまで納付していなかった私の保険料を納付してくれた。その後も母は亡くなるまで私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和63年3月頃に国民年金の加入手続きを行い、当初は国民年金保険料を納付していなかったが、平成3年頃に申立人の母親が、申立人の納付していなかった保険料を納付してくれ、その後も17年\*月に母親が亡くなるまで申立人の保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は、厚生年金保険適用事業所を退職後の昭和63年4月頃に払い出され、当該期間直前の平成元年1月から同年6月までの保険料は3年3月5日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できる上、当該期間直後の3年4月以降の保険料は全て納付済みであるなど、申立内容に不自然さはうかがえない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、上記のとおり母親が申立人の保険料を納付した時期を平成3年頃としているが、当該期間直後の元年1月から同年6月までの保険料が3年3月5日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できることから、当該時点で当該期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。母は、申立期間の保険料についても未納のままとせず、納付していたと思うと述べている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年8月頃に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、当該期間後の国民年金加入期間の保険料は全て納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付期限内に納付されていることが、申立人が所持する領収証書から確認できる。

また、申立人の父親及び保険料を納付していたとする母親は、昭和40年2月からそれぞれ60歳になるまでの保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえるほか、両親は、申立期間②について付加保険料を併せて納付していることから現年度納付していたことが推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①については、申立人が所持する領収証書から、当該期間直後の昭和47年1月から48年3月までの保険料は49年4月15日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人は保険料を納付していたとする母親は当時の納付状況についての記憶が無いと述べており、当時の状

況が不明である上、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 12 月までの期間、58 年 7 月から同年 9 月までの期間、59 年 3 月から 60 年 9 月までの期間、同年 12 月、61 年 3 月、同年 5 月、同年 6 月、同年 9 月及び同年 11 月から 62 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 57 年 7 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで  
⑤ 昭和 59 年 3 月から 60 年 9 月まで  
⑥ 昭和 60 年 12 月  
⑦ 昭和 61 年 3 月  
⑧ 昭和 61 年 5 月及び同年 6 月  
⑨ 昭和 61 年 9 月  
⑩ 昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月まで

私は、母親に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。時期は覚えていないが、未納の保険料があるという知らせが届いたので当時居住していた区の区役所へ出向き、未納分の保険料を納付し、保険料の免除申請の手続を行った記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑩までの期間については、申立人は、昭和 57 年分から平成元年分までの確定申告書（控）を所持しているところ、当該確定申告書（控）には、税理士名が記載されているとともに、その社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額及び当該期間の保険料合計額は、当時の保険料額及び当該期間の保険料合計額とおおむね一致しているなど、当該確定申告書（控）に一定の信ぴょう性が認められ、申立期間当

時において、申立人による保険料納付がなされていた事情がうかがえる。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年12月に払い出されており、この払出時点では、当該期間のうち45年9月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、当時居住していた区の区役所で免除申請手続きをした際にそれまでの未納保険料を遡って納付したとしているが、オンライン記録及び年度別納付状況リストでは、当該期間直後の昭和49年4月から51年3月までの期間が申請免除期間となっていることが確認でき、申立人が免除申請手続きを行った時期は49年4月以降であることが推認でき、申立人が当該手続き時点で当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回特例納付（実施期間：49年1月から50年12月まで）及び過年度納付により納付することとなるが、申立人は特例納付をした記憶は無いとしている。

さらに、申立期間①及び②については、保険料納付時期が明確ではないほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年12月までの期間、58年7月から同年9月までの期間、59年3月から60年9月までの期間、同年12月、61年3月、同年5月、同年6月、同年9月及び同年11月から62年4月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月

私は、昭和 48 年 3 月に会社を退職後、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行った。同手続後、納付書が送付されてきたので申立期間の国民年金保険料も納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行ったと説明しているところ、国民健康保険の記録により、申立人は、昭和 48 年 4 月 1 日に加入手続を行っていることが確認でき、また、申立人から提出された国民年金手帳の発行日は同年 5 月 23 日であり、いずれの時点においても申立期間の国民年金保険料は納付が可能であった。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間を除いて 60 歳に達するまで、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料に対する納付意識が高かったと考えられる上、申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月及び同年 8 月  
私の夫は、私の国民年金について任意加入手続きを行い、国民年金保険料は夫の銀行口座から口座振替で納付していたと思う。申立期間当時は自動車運転免許の取得のため実家のある市へ転居したがすぐに元の区へ戻っており、住所変更手続きはきちんと行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自動車運転免許を取得するために実家のある市へ転居したがすぐに元の区に戻り、住所変更手続きはきちんと行っていたと述べているところ、申立人が所持する年金手帳の住所欄には、昭和 58 年 8 月に当時居住していた区から実家のある市に転居し、同年 9 月には同市から同区に再び転居した記載があり、当該住所変更記録はオンライン記録とも一致していることから、申立人の国民年金の住所変更手続きは適切に行われていたと確認できる上、申立人は、52 年 2 月に国民年金に任意加入し、その後、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き、60 歳に到達するまでの加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料に対する納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人に係る特殊台帳において、当時居住していた区から実家のある市への住所変更日が昭和 58 年 8 月 1 日、同市から同区への住所変更日が同年 9 月 19 日、当該台帳の移管日が 59 年 2 月 17 日と記載されていること、及び同区からの納付書発行に係る回答内容から、同区では、申立人が同市へ転居した時点で保険料の口座振替を停止し、再度同区へ転入した上記移管日以降において、申立人に対して申立期間に係る現年度納付書を発行していたものと推認され、申立人の保険料に係る納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料については納付書で納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私は、婚姻する2年前くらいに実家に戻り、それからは自身で保険料を納付し、婚姻後は私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金の手帳記号番号払出直後の昭和40年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、区役所出張所で申立期間の保険料を納付したと述べているところ、区役所出張所では現年度保険料を納付することが可能であり、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和58年7月から59年3月までの保険料の納付記録が同年10月に追加され、印紙現金の区分には「印紙」と記載されていることから、当該期間の保険料は現年度納付であったと推認でき、申立期間直後の60年4月から同年12月までの保険料については同年10月に現年度納付していることが確認できるほか、申立人が保険料と一緒に納付したとする申立人の妻についても、申立期間の保険料が納付済みと記録されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の供述内容等からは、申立期間当時において生活環境に変化があった状況はうかがえず、申立期間に係る保険料を納付することが困難であった事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月から平成元年3月まで  
私は、専門学校生で20歳になった頃に国民年金の加入を行った。当時は収入が無かったため、卒業後、就職してから、夏と冬の賞与支給時など数回に分けて、勤務先近くの金融機関で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入を行った学生期間は収入が無く、国民年金保険料を後から納付できると聞いて、就職後に数回に分けて納付したと述べているところ、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立人が20歳になった昭和63年\*月の翌月に払い出されており、申立人は、この時期に国民年金の加入を行ったものと推定でき、オンライン記録によると、申立期間直前の同年11月分の保険料は、申立人が就職して厚生年金保険に加入した後の平成元年7月18日に過年度納付しており、申立期間直後の同年4月分の保険料は、同年5月29日に現年度納付していることが確認でき、2年5月7日には過年度納付書が発行されていることから、これら保険料納付時点及び当該過年度納付書発行時点のいずれにおいても申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間に未納期間は無いなど、申立人の保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が保険料を納付していたとする金融機関の支店は申立期間当時開設されていたことが確認できるほか、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C工場からD工場に転勤したことはあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人と共に同日に異動した同僚の給与明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年8月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の担当者は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額と相違している。普通預金取引明細証を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成3年12月から4年2月までは申立人が主張する24万円と記録されていたところ、同年3月3日付けで、3年12月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主及び6人の従業員の標準報酬月額についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できるほか、別の従業員4人の標準報酬月額については、資格取得時に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成3年9月から5年8月までの普通預金取引明細証によると、3年12月以降もそれ以前とほぼ同額の給与が支払われているこ

とが確認できる。

一方、A社から提出された平成3年5月1日から4年4月30日までの期間における決算報告書により、同社は赤字であったことが確認できる上、当時の事業主は、経営状況が苦しい時期であり、保険料納付について社会保険事務所と相談した記憶があると供述していることから、同社には厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年12月から4年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間のうち、平成4年10月から5年8月までの標準報酬月額について、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）で8万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、上記普通預金取引明細証、従業員から提出された平成4年10月分から5年5月分までの給与明細書及び他の従業員から提出された同年分給与所得の源泉徴収票によると、上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月から5年8月までについて、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和55年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月16日から同年12月1日まで

B事業所からA事業所に移籍した際の厚生年金保険の加入記録が無い。移籍に当たって、被保険者期間の空白は無いはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「職員の移籍に関する覚書」及び同事業所の回答により、申立人は、申立期間において同事業所に在職していたことが認められる。

また、申立人の移籍とほぼ同時期にB事業所からA事業所に転職した従業員に係る被保険者期間が継続していることから判断すると、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和55年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は同日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を昭和55年12月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年11月23日、資格喪失日に係る記録を48年1月31日とし、申立期間の標準報酬月額を、40年11月から41年9月までは1万6,000円、同年10月から43年9月までは1万8,000円、同年10月から44年9月までは2万2,000円、同年10月から45年9月までは2万4,000円、同年10月から46年9月までは3万円、同年10月から47年9月までは3万3,000円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月23日から48年1月31日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことをねんきん特別便により知った。これは社会保険事務所(当時)において何らかの手落ちがあったからではないかと思われるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤めていた会社を辞めてからほとんど間を空けずにA社に入社したと供述しているところ、複数の同僚等の供述及び社員旅行の写真から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚等は、申立人と同職種であった複数の者の氏名を挙げているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿において、そのほぼ全ての者の被保険者記録が確認できる。

さらに、複数の同僚等は、A社では厚生年金保険に強制加入だった旨供述しているほか、同僚等が記憶している申立期間当時の同社における従業員数と上記被保険者名簿において確認できる被保険者数は、ほぼ符合していることから、当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

加えて、複数の同僚等は、雇用条件及び給与条件等について申立人のみ特別な取扱い  
は無く、全員について試用期間は無かった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主  
により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であったとされる年齢の  
近い複数の男性の被保険者に係る標準報酬月額から判断すると、昭和 40 年 11 月から  
41 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 43 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10  
月から 44 年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 45 年 9 月までは 2 万 4,000 円、  
同年 10 月から 46 年 9 月までは 3 万円、同年 10 月から 47 年 9 月までは 3 万 3,000 円、  
同年 10 月から同年 12 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社  
は昭和 48 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死  
亡していることから確認することができないが、上記被保険者名簿における整理番号に  
欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え  
られない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合に  
は、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があ  
ったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していな  
いとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格  
の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る  
40 年 11 月から 47 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、  
申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年11月1日から同年12月1日まで  
② 平成12年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から保険料が控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与支給明細書等により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記平成11年12月分の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②の標準報酬月額については、上記平成12年11月分の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成12年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月28日は15万円、20年7月31日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月  
② 平成20年7月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。普通預金通帳のとおり申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、A社から提出された「2007年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び申立人から提出された普通預金通帳により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、上記源泉徴収簿により、申立人は、当該賞与に係る社会保険料等を控除されていたことが確認できる。また、当該控除額は、平成19年の賞与に厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料の当時の法定料率を乗じて算出した額とほぼ一致することから、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる

社会保険料等控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、15 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社は、平成 20 年分の源泉徴収簿を保管していない旨回答しているものの、上記普通預金通帳、金融機関が保有している申立人に係る「お取引明細書」、同社からの回答及び申立人の供述により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていたことが確認でき、また、当該普通預金通帳に記載されている賞与振込額並びに厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料及び所得税の当時の法定料率から判断すると、申立人は、標準賞与額 25 万円に相当する賞与の支払を受けていたと考えられる。

また、申立人に係る平成 20 年の市民税・県民税課税証明書により、社会保険料等を控除されていたことが確認できるところ、当該控除額は、同年の給与及び賞与に厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料の当時の法定料率を乗じて算出した額とほぼ一致することから、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記課税証明書において確認できる社会保険料等控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る賞与支給日については、上記普通預金通帳において確認できる振込日から、申立期間①は平成 19 年 12 月 28 日、申立期間②は 20 年 7 月 31 日とすることが相当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の届出及び納付について不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和35年5月2日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月30日から同年5月2日まで  
② 昭和35年12月20日から36年1月1日まで

申立期間①については、ねんきん特別便により、申立期間②については、C社及びA社における年金加入記録のお知らせが年金事務所から届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、昭和35年4月30日にA社において被保険者資格を喪失し、同年5月2日にC社において被保険者資格を取得していることから、当該期間は被保険者となっていないことが確認できる。

しかし、A社及びC社における同僚に係る被保険者記録並びに当該同僚の供述により、申立人は、申立期間①を含めてA社に継続して勤務（昭和35年5月2日にA社からC社に異動）していたこと、及びオンライン記録により、当該期間に係る昭和35年4月は被保険者期間であったことが確認できる。

したがって、申立人のA社における資格喪失日を昭和35年5月2日に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、C社及びA社における当該期間当時の同僚に係る被保険者記録並びに当該期間当時、C社において社会保険事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるA社に当該期間を含めて継続して勤務し（昭和35年12月20日にC社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで  
C社及びA社における年金加入記録のお知らせが年金事務所から届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにC社及びA社における申立期間当時の同僚に係る被保険者記録並びに申立期間当時、C社において社会保険事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるA社に申立期間を含めて継続して勤務し（昭和35年12月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで  
C社及びA社における年金加入記録のお知らせが年金事務所から届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社及びA社における申立期間当時の同僚に係る被保険者記録並びに申立期間当時、C社において社会保険事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるA社に申立期間を含めて継続して勤務し（昭和35年12月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和9年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和29年5月1日から同年6月1日まで  
平成21年11月にD社会保険事務所（当時）から送付された自身の年金記録を見て、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る社員台帳により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年5月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和29年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 43 年 12 月 31 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、申立期間に勤務していたA社を退職したときに同社から脱退手当金についての説明は無く、同社を退職後すぐにB県を離れC県に帰って働いており、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 43 年 12 月末に退職後、間もなく本土復帰前のC県に帰って働いたと供述しているところ、オンライン記録によると、同年 12 月から 45 年 3 月までの期間について、C県に住所を有していた者として国民年金のC県特例によりみなし免除を受け、また、同年 4 月以降はC県において国民年金に加入していることが確認できるため、44 年 1 月以降、脱退手当金の支給月とされる同年 4 月を含めてC県に在住していたものと考えられることから、申立人が脱退手当金の請求手続きを行い、それを受給したとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人に係る資格喪失日である昭和 43 年 12 月 31 日の前後各 3 年半以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 12 人について、その支給記録を確認したところ、支給記録がある者は 3 人と少なく、しかも、申立人が退職した当時の同社の社会保険事務担当者は、脱退手当金の請求手続きを行った記憶は無いと供述していることなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

加えて、オンライン記録により、A社に係る脱退手当金の支給記録のある申立人を含む 3 人について、上記被保険者名簿をみると、申立人以外の 2 人には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」表示があるにもかかわらず、申立人にはその表示が無い上、「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、社

会保険事務所（当時）において申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 25 年 6 月 1 日、資格喪失日は同年 8 月 1 日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 4 月 30 日まで  
② 昭和 26 年 4 月 1 日から 30 年 8 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証の写しによると、申立人のA社における厚生年金保険及び健康保険の資格取得日は昭和 25 年 6 月 1 日とされており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の資格取得日は同日となっていることが確認できる。

また、上記健康保険被保険者証によると、社会保険出張所(当時)が被保険者証の検認を昭和 25 年 7 月に行ったことが確認できることから、申立人は、同年 7 月にA社において勤務していたことが認められる。

一方、上記被保険者名簿によると、社会保険出張所の職権により、申立人に係る資格喪失日が資格取得日と同日の昭和 25 年 6 月 1 日と記録されており、また、A社は同日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者台帳によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和 25 年 8 月 1 日(ただし、資格喪失原因については、社会保険出張所におけるA社の管

轄が社会保険出張所の分割によりC社会保険出張所（当時）からD社会保険出張所（当時）に変更となったことによるもの）とされており、上記被保険者名簿の記録と相違している。

また、上記被保険者名簿によると、申立人のほかにも、申立人と同様に、資格取得日及び資格喪失日が昭和 25 年 6 月 1 日とされている者が 8 名確認できるところ、それらの者の中には、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録における資格喪失日が同年 8 月 1 日とされている者がおり、当該被保険者名簿と被保険者台帳及びオンライン記録が相違している。

このことについて、年金事務所は、当時の事務処理に係る資料が保存されていないため不明であると回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険出張所においてA社に係る年金記録の管理が適切に行われていたとは認められず、申立人の同社における資格取得日を昭和 25 年 6 月 1 日、資格喪失日を同年 8 月 1 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び申立人に係る被保険者台帳の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 25 年 8 月 1 日から 26 年 4 月 30 日までの期間（一部期間は申立期間②と重複）について、上記健康保険被保険者証における被保険者療養給付記録によると、申立人が当該期間において当該被保険者証を用いて病院で診療を受けていることが確認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、事業主も死亡している上、上記被保険者名簿において被保険者記録が確認できる元従業員は、申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の妻は、申立人は、E市にあったB事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、E市において、B事業所に係る商業登記の記録は見当たらず、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、B事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人の妻は、事業主や同事業所の同僚の名前は分からないとしており、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人は「F」という名のGの製造に従事していたと供述していることから、申立期間②当時から「F」という名のGの製造を行っているH社（申立期間②当時における事業所名はI社）に照会したところ、同社は、E市に同社及び工場を設置したことはないと回答しており、また、申立期間②当時、同社に勤務していた複数の元従業員にも照会したが、申立人を記憶している者はおらず、同市に同社の工場等

は無かったと供述している。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、I社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年6月1日であり、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月1日から同年12月31日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の標準報酬月額について、昭和56年1月の随時改定（処理日の記載は無い。）により、従前の28万円から9万8,000円に減額されていることが確認できるところ、申立人は、申立期間における給与額は30万円くらいであったと主張しており、申立人の上司であった元取締役も、申立人の給与を減額したことはなかったと供述している。

一方、上記被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年12月31日より後の57年2月22日付けで、従業員90名の標準報酬月額が56年1月以前に遡って減額訂正されていることが確認できるほか、処理日の記載は無いものの、従業員4名の標準報酬月額についても同年1月に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に、従業員12名の標準報酬月額が昭和56年1月の随時改定（処理日の記載は無い。）により、9万8,000円に減額されていることが確認できるところ、そのうちの1名から提出された同年1月分から同年9月分まで及び同年11月分の給与支給明細書によると、給与は減額されておらず、当該減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、A社のオーナーであった者及び上記元取締役は、同社は厚生年金保険料を滞納していたと供述している。

加えて、上記元取締役及びA社の元従業員は、申立人は社会保険事務及び給与計算事務に関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記随時改定処理は、事実即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な処理があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社C営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和40年9月15日、D社と推認できる事業所における資格取得日は同年9月16日とされていることが確認でき、また、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする元従業員は、申立人も同様に両社に継続して勤務していたと供述している。

また、A社の業務を引き継ぐE社から提出された申立人に係る人事記録によると、入社日は昭和40年3月1日、退社日は47年7月15日とされており、申立期間において退社していないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする複数の元従業員は、当該会社間の異動はD社への出向であったと供述しており、さらに、当該異動に係る人事記録が確認できる1名について、「役職を解き、休職を命じ、D社勤務を命ず。」と記録されていることが確認できる。

一方、D社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立日は昭和40年8月30日、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となっ

たのは同年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、D社の当時の総務担当者は、A社C営業所がD社に変わった当初は、A社がD社の給与計算事務及び社会保険事務を行っていたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和 40 年 10 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 40 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に申立人と同様の被保険者期間の空白がみられることから、事業主は昭和 40 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 24178 (事案 3144 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年6月28日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは200円、同年4月から同年12月までは330円、22年1月から同年5月までは600円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から29年1月21日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないとの通知を受けた。  
今回新たに、A社における昭和10年から17年7月までの辞令及び11年から17年11月までの給料計算書のほか、申立期間において勤務していたことを確認できる資料を提出するので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、B社D工場から提出のあった従業員名簿により、申立人は、昭和12年3月15日から38年6月21日まで継続してA社に勤務していたことが確認できるが、B社D工場は、一般職員は19年10月の厚生年金保険制度の発足時から加入しているところ、申立期間当時の関係資料を廃棄したため、申立人に係る被保険者資格の得喪及び保険料控除について確認できないとしていること、17年2月に発足したA社の健康保険組合も、申立期間当時の関係資料を廃棄したため、申立人に係る健康保険の加入記録について確認できないとしていること、及び雇用保険の加入記録から、申立人の同社における資格取得日は29年1月21日とされており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づき平成

21年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人の長女は、A社における昭和10年から17年7月までの辞令及び11年から17年11月までの給料計算書の写し等を提出し、「申立人は同社に30年以上勤務しており、申立期間について、申立人に限ってただ一人例外的に厚生年金保険の加入対象から外された可能性がある」と第三者委員会が裁定を下したことに納得できない。年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針に沿って公正な判断をしてほしい。」旨主張している。

申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年6月28日までの期間について、A社C工場（昭和19年10月当時は、E社C工場）に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、基礎年金番号に未統合となっている申立人と同姓同名及び同一生年月日の被保険者記録（資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は22年6月28日）が確認できる。

また、申立人の長女は、今回の再申立てに当たり、「昭和19年10月18日から22年5月15日までの期間については、F県にあるA社C工場に勤務していた。」旨主張し、当時の資料を提出していることから、上記被保険者記録は申立人のものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年6月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、上記被保険者記録のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険法の施行準備期間であり、保険料を徴収されないことから、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、昭和19年10月から22年5月までの標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳における上記被保険者記録から、19年10月から21年3月までは200円、同年4月から同年12月までは330円、22年1月から同年5月までは600円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和22年6月28日から29年1月21日までの期間について、申立人の長女は、「昭和22年にF県のC工場からG県H市へ転勤し、29年1月21日以降も同市で勤務していた。」旨主張している。

しかしながら、上記従業員名簿によると、申立人は、昭和22年3月に取締役就任したことが確認できる。申立人の長女が提出した24年9月12日付けのA社が作成した目論見書によると、当時の取締役は、申立人のほか事業主を含め9人確認できるが、いずれの者も当該期間において同社における被保険者記録は見当たらない。

また、A社D工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、上記取締役のうち一人は、申立人と同日の昭和29年1月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社D工場の担当者は、当該期間当時の取締役に係る厚生年金保険の取扱い及び申立人に係る被保険者記録に空白期間が生じていることについて、「昭和20年代の資料は廃棄済みである。I地震で古い記録等は無くなってしまったため、賃金台帳等

は残っていない。そのため、当時の取締役に係る厚生年金保険の取扱いや申立人の当該期間における被保険者資格の得喪に係る届出及び保険料控除については不明である。」旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において社内異動はあったが同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社の清算人から提出のあった人事記録及び社内報により申立人と同日付けで異動していることが確認できる元従業員から提出された給与明細カードから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B事務所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、上記人事記録により、申立人は昭和39年7月21日付けでA社B事務所から同社C支店に異動していることが確認できるところ、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年8月1日であること、及び上記給与明細カードによると、申立期間についても、同社B事務所において給与の支払及び保険料控除がなされていることから判断すると、申立人は、申立期間についても異動前の同社B事務所において被保険者資格を有していたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東京国民年金 事案 13656 (事案 12628 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年9月まで  
私は、学校卒業後の昭和46年4月から父の店を手伝っていた。私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、同年4月からその店が厚生年金保険適用事業所となり厚生年金に加入する直前の48年9月までの期間の私の国民年金保険料を家族の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である、ii) 申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和55年1月頃に払い出されており、この払出時点は第3回特例納付の実施期間であるが、申立人は特例納付した記憶は無いと説明しており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を過年度納付することができない期間であるほか、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が46年4月1日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない、iii) 当委員会において、45年12月から48年4月までの期間について、申立人がその当時に居住していた区の国民年金手帳記号番号払出簿を目視確認した結果、申立人の旧姓の氏名は記載されておらず、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人から当時の従業員等の証言を記載した資料が提出されたものの、当該資料では申立期間の保険料の納付を確認することはできないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない、iv) なお、申立人は、所持している昭和 47 年分の「給与所得の源泉徴収票」をもって父親が経営する事業所の従業員であり、父親が家族及び従業員と一緒に自身の保険料を納めていてくれたはずであると主張しており、当該源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄には「9,350 円」の記載があるものの、この金額は当時の国民年金保険料額と大きく相違しているなど、当該資料は申立期間の保険料を納付していたことを示す資料と認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 これに対し、申立人は、今回、再申立てを行い、新たな資料は無いが、申立人の父親は自身が経営する会社の従事者全員を国民年金に加入させ、その国民年金手帳を管理し、給料から国民年金保険料を天引きしてまとめて納付するほど国の制度に対しては厳格であり、申立人の母親や従業員と同様に私の申立期間の保険料を銀行の集金により納付していたはずであるとともに、現在所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」及び「被保険者の種別」欄には「昭和 46 年 4 月 1 日」に「強制」加入と記載されていることについて、昭和 55 年に自身が A 区役所の出張所で再加入手続を行った際に、同区の職員が B 区役所に連絡を取り、申立期間当時に父親が B 区で加入手続を行ってくれたことが確認できたためではないかと述べて、父親が申立期間の保険料を納付してくれていたことを強く主張している。

また、母親は、申立人が現在所持する年金手帳以外に申立人の手帳があったことについて、「国民年金手帳はもう古い物なので、他の帳簿と一緒に箱に詰め、建替後、地下室に保管していた事を思い出しました。しかし、平成元年の台風により、地下室に大量の水が入り、すべて水に浸かってしまいました。取り出し出来ず、致しかたなく処分しました。その中に C のも私のも入っていたのだと思い至りました。」と当該手帳を紛失した事情を説明し、国民年金から厚生年金保険に切り替えたことを書面により証言している。

しかしながら、申立人が現在所持する年金手帳に記載された昭和 55 年 1 月頃に払い出された国民年金の記号番号とは別の手帳記号番号の払出しの有無について、申立期間を含む 45 年 12 月から 49 年 5 月までの期間の B 区に係る国民年金手帳記号番号払出簿を再度調査した結果、この払出簿に申立人の氏名は無い上、当該年金手帳に記載された国民年金の記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿にも B 区で加入手続が行われたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、母親が処分したとしている申立人の国民年金手帳に関する記憶について、申立人から母親に聴取してもらった結果、母親は高齢ということもあり、細かいことまで思い出せないとしていることから、母親の証言は、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情と認めるまでには至らない。

さらに、申立人が、父親は申立人の母親や従業員と同様に申立人の申立期間の保険料を納付してくれていたとする説明については、申立人が提出した前述の「給与所得の源泉徴収票」により、父親が申立人を従業員として取り扱っていたことは確認できるものの、当該資料と一緒に提出された申立人の祖母及び母親の昭和 47 年分の「給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄には、国民年金の適用除外者であった祖母と 47 年分の国民年金保険料を納付している母親のいずれの分も「10,200 円」と同額が記載されていることを踏まえると、「社会保険料の金額」に国民年金保険料

が含まれていたとは考え難く、当該資料をもって、父親が他の従業員や家族と同様に申立人の保険料を納付していたとまで認めることはできない。

加えて、申立人が現在所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」及び「被保険者の種別」欄に「昭和 46 年 4 月 1 日」に「強制」加入と記載されていることについて、A区及びB区に照会した結果、いずれの区も、当時の資料が無いため不明であると回答しており、その状況は不明であるものの、申立人の叔母の上申書にある申立人の学歴等の記載から考えると、申立人が学校卒業後の昭和 46 年 4 月以降は学生でなくなり、国民年金に強制加入となって被保険者資格を取得することになることから、当該記載内容は、申立期間当時の制度に照らして矛盾するものではなく、区役所側が 55 年の払出時点において申立人が申立期間前に学生であったことを何らかの方法により把握した上で記載したものと考えざるを得ない。

このほか、申立人は、申立人を含む家族及び従業員の保険料を銀行の集金により父親が納付していたと思うと説明していることから、当時、父親が経営する会社が取引をしていた銀行に、申立期間当時の集金に係る授受の記録の有無を照会したが、同銀行では申立期間当時の資料は保存しておらず調べられないとしており、その事実を確認することはできない。

なお、申立人の希望により実施した今回の口頭意見陳述において、申立人は、特例納付かどうか分からないが、昭和 55 年 1 月に国民年金の再加入手続をした際に遡って保険料を納付したことがあると説明していることから、第 3 回特例納付者が記載された「附則 4 条納付者リスト」を調査したが、当該リストに申立人の国民年金の記号番号は見当たらない。

- 3 その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13657 (事案 3273、7498、10376、12427 及び 13423 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 45 年 2 月まで

私は、昭和 43 年 3 月及び 44 年 3 月に、区役所でそれぞれ 1 年分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 9 月時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、申立期間中の昭和 43 年 3 月と 44 年 3 月にそれぞれ 1 年間分の保険料を一括納付した記憶があり、いずれの納付時にも 1 年間分の保険料を一括納付するために自身の月給の 3 か月分程度を準備しその中から納付したと説明しているが、その金額は当時の保険料額と大きく相違するほか、申立人は申立期間当時に国民年金手帳は渡されなかったと説明しているが、その当時は現年度保険料の納付は年金手帳への印紙検認方式により行われていたなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、当委員会における口頭意見陳述の結果からも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとして、平成 22 年 5 月 26 日、23 年 3 月 24 日、同年 11 月 9 日及び 24 年 8 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知がそれぞれ行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いがないとして6回目の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から58年2月まで

私の妻は、私が昭和57年2月に会社を退職後、自宅近くにあるAに隣接した区役所出張所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。また、妻は国民年金に任意加入しており、申立期間の保険料を納付済みである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和57年2月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後間もなく、自宅近くにあるAに隣接した区役所出張所で申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、区役所出張所の分室が当該の場所に設置されていたのは59年12月から平成23年5月までの期間であり、加入時期に関する記憶と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年2月頃に払い出されており、この払出時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する当該記号番号が記載された年金手帳及び記号番号等の記載が無く厚生年金保険被保険者証のみが貼付された年金手帳以外に手帳を所持した記憶が無いなど、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月  
② 昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月まで

私は、大学卒業後に就職した事業所が、厚生年金保険適用事業所ではなかったため、2 年くらい経ってから区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。手続時に国民年金保険料は 2 年間遡って納付できると聞いたので、1 年半くらいの間、過年度分と現年度分の 2 か月分の保険料を、毎月区役所の出張所で納付した。昭和 55 年 9 月分の保険料は還付されていると聞いたが、還付金を受け取った記憶は無い。申立期間①が還付とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間の国民年金保険料が、昭和 58 年当時に作成された「還付整理簿」及び 59 年 6 月作成の「還付・充当・死亡一時金等リスト」に、当該期間の保険料が誤納付を理由に還付決議が行われ、「還付整理簿」には、58 年 9 月 26 日に還付金の支払が行われたことが記載されており、記載されている保険料額及び当時の住所等に不自然な点はなく、当時の状況を踏まえれば、誤納付の原因として重複納付や無資格期間納付は考えられないことから、当該期間の保険料は、時効期限後に納付されたため、還付されたものと推認される。

申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料の納付場所について、現年度保険料と一緒に通勤途中にあった区役所出張所で 1 か月分ずつ遡って納付していたと説明しているが、当該期間の保険料は過年度保険料となるため、区役所出張所では保険料を納付することはできないほか、申立人は、納付した保険料の納付額、納付回数及び納付書に関する記憶が明確でなく、前述のとおり当該期間直前の申立期間①の保険料は時効

期限後に納付されたため、還付されたものと推認されるなど、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、昭和 57 年から 58 年にかけて使用していた自身の手帳の写しを提出している。

しかし、この手帳には申立期間の保険料に相当する金額や納付したとする日付の記載が無く、申立人も記載内容についての記憶が明確でないため、当該手帳は申立期間の保険料を納付したことを示す資料とは言えず、その記載内容をもって申立期間の保険料を納付していたと判断することはできないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、当委員会での口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、このほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年3月まで

私は、昭和61年に日本の永住権を取得し、その後、元夫と共に区役所へ出向き国民年金に加入した。その時、57年1月まで遡って国民年金保険料を納付すると将来年金を受給できると言われ、40万円以上の5年分の保険料を2回に分けて区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年9月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち57年1月から60年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったほか、申立人が遡って納付したとする金額は、上記払出時点で過年度納付が可能な60年7月から62年3月までの期間の保険料額と相違する上、納付したとする区役所では過年度保険料を納付することはできなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及び元夫は、子供を連れて三人で区役所へ行き、申立人の加入手続及び初回の保険料納付を行ったと述べているが、申立人及び元夫は、申立人の手帳記号番号払出前の昭和62年6月に離婚しており、元夫は、離婚後に申立人の国民年金に関する手続を行ったことはないと述べているなど、申立人及び元夫の国民年金加入手続及び保険料納付に関する記憶は明確でない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、当委員会での口答意見陳述においても、申立人及び元夫から、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明も無く、そのほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から62年8月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を所持しており、父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月頃に元妻と連番で払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することは可能であるものの、元妻も申立期間の保険料が未納となっているほか、申立人は、当時アパートの隣室に居住していたとする父親に、申立期間当時、国民年金保険料の納付書を渡していた記憶は無いと述べているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月

私は、昭和 46 年 3 月に婚姻後の国民年金保険料を、納付書で 3 か月ごとに金融機関で納付していた。申立期間の還付金を受け取った記憶は無い。申立期間が還付とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、還付・充当・死亡一時金等リストに申立期間の国民年金保険料（定額 550 円）に満たない額 250 円が「誤納による還付」を理由に昭和 51 年 9 月に還付決議された旨が記載されており、還付整理簿においても、同額が同年 9 月に還付決議され、同年 10 月に還付金の支払が行われていることが確認できる。当該還付整理簿には申立人以外の被保険者についても、同様の還付記録が確認でき、これらの記録は、誤納により生じた定額保険料額に満たない端数金が還付されたものと推認できる。定額保険料額に満たない端数金が生じた場合は、不足金を時効期限までに納付する必要があるが、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料は 3 か月ごとに納付しており、保険料に不足金が生じたために別途保険料を納付した記憶は無いと述べているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年7月までの期間及び7年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から5年7月まで  
② 平成7年3月から同年12月まで

私は、学生であった20歳の時に市役所で国民年金の加入手続を行い、生活費を切り詰めて、主にアルバイトの収入で国民年金保険料を納付していた。平成5年4月に就職した会社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、就職後も厚生年金保険適用事業所に転職する直前の同年7月まで保険料を納付していた。その後、7年3月に転職した会社では契約社員だったので、厚生年金保険の適用が無く、国民年金の加入手続を行い、以降、第3号被保険者となるまで保険料を納付していた。14年2月か3月頃、妊娠中で体調が悪かったが、国民年金の記録のことが心配になって社会保険事務所（当時）に行った際、オンライン記録で申立期間の保険料が納付済みとなっていることも確認した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳の時に国民年金に加入し、加入手続後に現在所持する年金手帳が送付されてきたと説明しているが、当該年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成8年10月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②の直後の平成8年1月の保険料は10年2月27日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は毎月の給与日後に主に社会保険事務所（当時）で納付していたと説明しているが、当時社会保険事務所では、現年度保険料を納付することはできなかったほか、申立人は、平成14年2月か3月頃の時点で、申立期間の保険料は納付済みとなっていたと述べているが、オンライン記録では、申立期間が遡

って未納とされた変更履歴は確認できないなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに別の手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当委員会の口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、そのほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年3月まで  
昭和51年頃に、私の母から未納分の国民年金保険料を納めるようにと10万円が送られてきたので、私は、申立期間の保険料として当時居住していた区の区役所で6万円ぐらいを納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年頃に居住していた区の区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、47年12月頃に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳1冊のみを所持しており、当該手帳には当該住所地への住所変更年月日が52年1月27日と記載されていることが確認できる上、市の昭和51年度の収滞納リスト（昭和52年3月31日現在）でも、異動日が52年1月27日であることが確認できることから、当該住所地への国民年金に係る住所変更手続が同日に行われたものと推認でき、申立人が申立期間の保険料を納付したとする51年時点では、当該住所地では保険料を納付することができず、また、当該住所変更手続時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、上記手帳記号番号のほかに、申立人に対して、昭和35年12月に最初の手帳記号番号が払い出されており、当該手帳記号番号の特殊台帳では、同年10月1日の国民年金の被保険者資格取得日及び36年9月21日の同資格喪失日の記載が確認できるが、当該期間以降の資格得喪記録及び保険料の納付記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料として6万円ぐらいを納付した記憶があるとしているが、この金額は申立期間の保険料の合計額と相違する。

加えて、申立人は、平成12年3月に上記区の管轄社会保険事務所（当時）において相談をした際に、申立期間の納付記録が記載された台帳を見たとしているが、日本年金

機構では、当時、保険料の納付に関して、紙台帳により被保険者に対してそのような記録を見せることはなかったものと思われると回答している。また、申立人は、上記相談時に職員が試算してくれたとするメモを所持しているとしているが、このメモでは、試算時の保険料の納付月数が 201 月と記載されており、この月数は平成 12 年 3 月現在のオンライン記録の納付月数と一致しているほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月から62年4月まで  
② 昭和62年5月及び同年6月  
③ 昭和62年7月及び同年8月  
④ 昭和62年9月

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和62年11月から63年11月の間のどこかでまとめて納付した。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間②及び④が未納とされ、申立期間③が充当とされていることに納得できない。申立期間①、②及び④の保険料を納付済みにして、申立期間③の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を昭和62年11月から63年11月の間のどこかでまとめて納付したとしているが、申立期間③の保険料は、申立人が平成元年4月から国民年金の第3号被保険者となる種別変更手続を同年8月に行ったことにより、同年8月に同年4月及び同年5月分の納付済保険料が申立期間③に充当決議され、残額が還付決議されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人の所持する預金通帳においても、当時居住していた市の管轄社会保険事務所名（当時）で還付金額と同額の振り込みが確認できることから、当該充当決議時点までは、申立期間③は未納期間であったと推認でき、申立期間①、②、③及び④の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したとする時期に申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、国民年金の初めて被保険者になった日及び国民年金被保険者資格取得日は昭和62年5月27日となっており、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間③については、上記のとおり、当該期間の保険料は充当決議されたことにより納付済期間となっており、申立人が所持する「国民年金過誤納保険料充当通知書」においても、当該期間は充当期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から47年3月まで  
私の父は、私が20歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和50年1月頃に申立人の夫と連番で払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続きはこの頃に行われたものと考えられ、申立内容と符合しない上、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人が当時居住していた市の申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は確認できないなど、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る加入手続き及び保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 23 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 6 月

私は、申立期間の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付した。保険料の未納通知や連絡が何度も来たが納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 23 年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(証明日:平成 23 年 10 月 1 日)では、申立期間直前の同年 4 月及び同年 5 月分の国民年金保険料は納付済みであるものの、申立期間の保険料は未納であることが確認できる上、申立人の勤務先が保管する同年分給与所得者の保険料控除申告書では、上記証明書に記載されている納付済保険料の証明額が社会保険料控除として申告されており、申立期間の保険料は含まれていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付したとしているが、コンビニエンスストア各店舗において保険料が収納された場合には、その収納情報はコンビニエンスストア本部から日本年金機構本部に速報データ及び確定データとして送信され、納付記録の更新が行われており、申立期間直前の平成 23 年 4 月及び同年 5 月分の保険料については、コンビニエンスストアからの収納データの受信記録が確認できる一方、申立期間に係る保険料の収納データの受信記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの期間及び49年4月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から47年3月まで  
② 昭和49年4月から50年6月まで

私の父は、私が20歳（昭和44年\*月）の頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は共済組合の資格を喪失した後に、手続を行った時期は覚えていないが、市役所で国民年金の再加入手続を行い、父が保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和52年8月頃に払い出されたと推認できるところ、申立人が居住している市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により44年7月まで遡って強制で資格取得していることが確認でき、同払出時点で申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に係る当該被保険者名簿には、申立人の手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和52年8月に、同時点で納付が可能な申立期間②直後の50年7月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和44年\*月頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンラインシステム、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び同年7月から50年6月までの期間の払出簿目視確認による調査の結果、同時期及び申立期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録により申立期間に挟まれた昭和47年4月から49年3月までの共済組合加入期間は、平成21年6月1日に記録が追加されたことが確認できることから、それまで連続した未納期間であったと認められる。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から52年5月まで

私の父は、子供が20歳になったら国民年金に加入しなければいけないというような厳格な人であり、姉と弟は厚生年金保険に加入しているにもかかわらず重複して20歳から国民年金保険料を納付していた。同様に、私が20歳になった、昭和45年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと母から聞いている。申立期間の保険料は納付済みであるはずなので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、払出簿、特殊台帳に記載されている手帳交付年月日及び前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和52年7月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和45年\*月頃に父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は、保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から10年1月までの期間及び18年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から10年1月まで  
② 平成18年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後間もなく市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①については、納付書が送付されてきたので市役所や金融機関で国民年金保険料を納付していた。遅れることもあったが、その後転居した区で転居前に納付していなかった保険料を納付した記憶もある。転居後は区役所か金融機関で保険料を納付しており、申請免除の手続をした記憶は無い。また、申立期間②については、母に納付書を渡し納付してもらった。申立期間の保険料が未納及び申請免除となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人は、会社を退職後間もなく国民年金の加入手続きを行ったと説明している。

しかし、申立期間①については、オンライン記録において一度も納付の記録は確認できない上、複数の市区及び金融機関の窓口において4年以上にわたって収納事務処理を誤るとは考え難い。

また、申立人は、申請免除の手続を行った記憶及び国民年金保険料免除申請承認通知書を受け取った記憶は無いと説明しているが、オンライン記録により、平成7年4月から8年3月までは免除期間となっており、免除処理日は8年2月26日であることが確認でき、当該免除記録に不自然な点は認められない。

さらに、申立期間①のうち、平成9年1月以降は、オンラインシステムが導入された後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られている上、同年1月からは基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

2 申立期間②については、オンライン記録により、納付記録は確認できない上、申立人が厚生年金保険に加入している期間中の平成19年8月10日付けで納付書が発行されていることが確認できることから、申立人から提出された「国民年金保険料の納付窓口開設のご案内」（18年10月6日発行）において18年1月から同年3月までの3か月が未納であることが通知されていることから、当該納付書は申立期間②に係る過年度納付書であると推認できる。

また、平成14年4月からは保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等からの電磁的データをもって収録されていることから、申立期間において、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低いと考えられる。

3 このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成8年4月から11年3月までは学生であり、国民年金保険料を納付することができなかつたので、母か私が市役所で免除申請の手続を行っていた。3年間は免除に係る条件及び環境に変化が無いのに、申立期間の保険料のみ申請免除ではなく、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自身か母親が国民年金保険料の免除申請の手続を行ったと主張しているが、申立人は免除申請に係る手続について具体的な記憶が無く、また、母親も子供たちの免除申請手続を行ったことは覚えているが、誰の免除申請を何回、いつ行ったかについての記憶が明確でない。

また、オンライン記録により、申立人及び長妹は、申立期間直前の期間（申立人は平成8年4月から10年3月までの2年間、長妹は9年8月から10年3月までの期間）について申請免除となっていることは確認できるが、10年4月以降の学生期間について免除の記録は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間について免除申請を行い、免除承認を受けたことを示す関連資料は無く、申立期間について免除申請を行い、免除承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 13675 (事案 12414 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月から同年12月まで

私は、平成17年6月頃、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った際、職員から過去2年分の国民年金保険料を納付することができると言われ、毎月1か月分ずつ遡って納付していた。申立期間の保険料はA区のコンビニエンスストアで納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとするコンビニエンスストアの本部が保管する申立人に係る「領収(納付受託) 済通知書」の縦覧調査を行った結果、申立期間前後の保険料が納付済みとなっている期間の「領収(納付受託) 済通知書」は存在するが、申立期間に係る保険料の「領収(納付受託) 済通知書」は見当たらなかった、ii) 平成14年4月以降は、保険料収納事務が一元化され、事務処理の機械化が一層進んでいることから、記録漏れや記録誤り等を生じる可能性は極めて低くなっており、コンビニエンスストアで納付した場合、社会保険業務センター(当時)に電磁データで送信され、納付記録の即時更新が行われていることになっており、収納未処理は考えにくいなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年11月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料に係る納付書が2回送付されたこともあり、未納期間の保険料を納め終わった頃、納付の状況をA区役所かB社会保険事務所(当時)で確認したところ、職員から全部納付されていると言われたことを思い出したとして再申立てを行っているが、オンライン記録において、保険料の納付に係る記録が訂正されたことをうかがわせる状況は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料

等は提出されておらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から53年12月まで

私は、20歳（昭和49年）のときに、父の勧めで、母が私の国民年金の加入手続を行ったと母から聞いた。国民年金保険料については、i) 私が渡航する前までの期間は、母が納付してくれていたこと、ii) 渡航中の期間は、帰国時に保険料の請求を受けて母の立替えにより納付してくれたこと、iii) 帰国後、会社に入社するまでの期間は、私が保険料を母に渡して納付してもらったことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年に、母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人が現在所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から56年1月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が国民年金に加入したとする昭和49年以降の申立期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が会社に入社するまでの保険料を納付していたとする母親から申立期間当時の事情を聴取することが困難な上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間当時の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 5 月まで

私は、20 歳になった昭和 57 年\*月頃に区役所から国民年金の加入案内と納付書が送付されてきたが、国民年金保険料を納付することは経済的に困難であったため区の出張所で相談したところ、保険料の納付は国民の義務だと言われた。このため、遅れることはあっても、払えるときにまとめて郵便局で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年\*月頃に国民年金の加入案内と納付書が送付されてきたので、国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期及び第 3 号被保険者の該当処理日から、62 年 10 月頃に払い出されたと推認される上、申立人が所持する年金手帳には、はじめて国民年金の被保険者になった日が同年 7 月 21 日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる調査の結果、申立人が国民年金の加入案内と納付書の送付を受けたとする昭和 57 年\*月以降の申立期間に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った覚えは無く、20 歳になった頃に納付書が送付されてきたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、20 歳になった国民年金強制加入対象者に対して、区役所又は出張所で加入手続を行うよう案内していたことから、申立人の説明は当時居住していた区の取扱いと相違している。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年2月まで

私は両親から、昭和48年6月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が52年3月に会社に就職するまでの国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は両親から、昭和48年6月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が52年3月に会社に就職するまでの国民年金保険料を納付していたと聞いていると述べている。

しかしながら、平成9年1月において付番された申立人の基礎年金番号は、申立期間直後の昭和52年3月に厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険の記号番号であり、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間直後に初めて厚生年金保険に加入した際にオレンジ色の年金手帳を受領したが現在は無く、その後平成14年10月に再交付された青色の年金手帳を所持しているが、申立人の両親から申立人自身の年金手帳を受領した記憶は無いと述べているなど、申立期間において国民年金の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無かった

ことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 13682 (事案 5424 及び 12403 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月まで

これまでの申立てにおいて、申立期間の年金記録が訂正されなかったが、私は、昭和 53 年 8 月に 23 歳で結婚し、その当時、夫が私の国民年金の加入手続を行い、私が 20 歳になった 50 年\*月から結婚した年の 53 年 3 月までの 3 年分の保険料を遡って納付してくれた。その後は、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に自宅近くの郵便局で納付している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、新たな資料等は無いが再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は 2 度にわたり当委員会へ申立てを行っているが、i) 申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、昭和 57 年 3 月に払い出され、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができないこと、ii) 申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 申立人は自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の 20 歳から婚姻するまでの保険料を申立人の夫が納付していたとする区役所の窓口では、過年度保険料の収納は行っていないこと、このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない上、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 2 日及び 23 年 11 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々申立てに当たり、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は、新たな事情として、所持していた年金手帳はオレンジ色の1冊のみであったとする前回までの説明を変更し、昭和53年に国民年金へ加入した際に送られてきた年金手帳は青と緑が混ざったような色で、その後に送られたきた現在所持するオレンジ色の年金手帳の記号番号が新たな番号だったので、番号が統一されたと思い、加入した際の年金手帳を区役所に持って行ったと説明している。

しかしながら、申立人が説明する年金手帳の色は、当時の年金手帳の色とは相違している上、申立人に対しては、昭和57年3月に払い出された手帳記号番号のほかに、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人及びその夫が説明する新たな事情からは、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出され、当該記号番号が記載された年金手帳を所持していたとする状況をうかがうことはできない。

このほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 61 年 2 月に会社を退職し、すぐに国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 2 月に会社を退職し、すぐに国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べている。

しかしながら、申立人が申立期間当時に居住していた市で作成された申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、住所欄には当該居住地の住所、異動年月日（届出日）欄には「61. 9. 30」、資格取得欄には取得年月日「61. 4. 26」、取得の別「E」（新規取得）、種別「3」（第 3 号被保険者）と印字されていることから、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立人が昭和 61 年 4 月 26 日に第 3 号被保険者の資格を取得したことに伴い、同年 9 月頃に払い出されていることが確認できる。

また、申立人の上記手帳記号番号が記載された年金手帳には、初めて被保険者となった日「昭和 61 年 2 月 21 日」、国民年金の記録欄に、資格取得日「昭和 61 年 2 月 21 日」、被保険者の種別「1 号」、喪失日「61 年 4 月 26 日」の記載があることから、手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料の過年度納付は可能であったが、申立人は、61 年 4 月の婚姻後に申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は、婚姻前に旧姓で国民年金に加入したと述べているが、上記年金手帳及び被保険者名簿の氏名欄には、婚姻後の名前のみで記載されており旧姓での記載が無い上、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の 2 冊を所持しているが、それ以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年10月から平成3年3月まで  
私の父は、私の学生時代に国民年金の加入手続きを行い、20歳からの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の大半が未加入期間で全ての保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生時代に父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、父親が納付してくれていたはずだと述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年8月頃に払い出されており、オンライン記録によると、同年9月2日に、「昭和63年4月1日資格喪失」「平成3年4月1日資格取得」の記録が追加されていることから、申立期間のうち、昭和62年10月から63年3月までの期間は、当該払出時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月1日から平成3年3月までの期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、自身が就職する時に父親から年金手帳を1冊受領したが、他の年金手帳を父親から受領した記憶は無いと述べており、申立人に申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする父親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年4月から平成5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年4月から平成5年8月まで

私の両親は、私が 20 歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が大学を一時休学して実家に戻っていた昭和 58 年3月頃までの期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。それ以降の保険料は、私が納付しており、同年4月から大学卒業の 60 年3月までの期間の保険料は納付していなかったと思うが、卒業してから免除手続をするまでの期間は、払えるときにぽつぽつと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 55 年4月から 58 年3月までの期間について、申立人は、実家の両親が国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人が大学を休学して実家に戻っていたとする 57 年12月から復学した 58 年3月までの期間を除き、申立人の住民票は、大学が所在する県内にあったことが申立人の戸籍附票で確認でき、申立人が説明する時期においては、申立人の両親が実家のある市で申立人の国民年金加入手続を行うことは、制度上できない上、申立人は自身で住所変更手続を行ったり、実家の両親に納付書を渡したことはないと述べているなど、申立人の両親が申立人の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間のうち昭和 58 年4月から平成5年8月までの期間について、申立人は、当該期間のうち昭和 58 年4月から 60 年3月までの期間は保険料を納付していなかったと思うが、同年4月から平成5年8月までの期間は、払えるときにぽつぽつと納付していたと述べている。しかしながら、申立人は、当該期間に係る保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等に関する具体的な納付状況に関する記憶が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年7月頃に払い出されていることが

確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち昭和 62 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持している上記手帳記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳以外の年金手帳を所持していたかどうかは憶<sup>おぼ</sup>えていないと述べているところ、申立人に対して申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は 13 年と長期間であり、行政機関において 13 年以上にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人の両親及び申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 7 月までの期間、57 年 2 月から同年 12 月までの期間及び平成 11 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 7 月まで  
② 昭和 57 年 2 月から同年 12 月まで  
③ 平成 11 年 6 月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間③については、私が、納付期限内に区役所の窓口で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 1 月頃に払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、当該期間は、上記手帳記号番号払い出しに伴う記録整備により追加された未納期間であり、当該記録整備前は国民年金の未加入期間として管理されていたことから、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録整備時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。さらに、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳の 2 冊以外に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているところ、申立期間同時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、当該期間を含む平成 4 年 9 月以降の保険料は、自身で毎月納付期限内に納付しており、遡って納付したことはないと説明しているが、オン

ライン記録によると、当該期間直前の11年2月から同年4月分までの保険料は同年4月に納付し、同年5月分の保険料は、時効間際の13年6月25日に過年度納付していることが確認できるなど、申立人の当該期間に係る保険料の納付頻度、納付時期等の納付状況等に関する記憶が明確ではなく、当該期間は、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降の期間であり、記録漏れ及び記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていることから記録管理に不備があったとは考え難い。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額よりも低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額について、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月28日の後の同年3月6日付けで、7年6月に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、経理及び総務などの事務は専務が管理していたことからA社の社会保険料滞納について認識は無く、保険料滞納及び上記減額訂正について、社会保険事務所(当時)の担当者と話をしたこともないとしているが、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務として行われた届出に基づく当該減額訂正処理について責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上認められず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は法人事業所であることが確認できるが、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、上記登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、当時の代表取締役は死亡していることから、厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における従業員等の氏名を複数覚えているが、これらの者について同社における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。また、当該従業員のうち一人は、「同社に勤務していた期間の厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。健康保険証は必要であったため国民健康保険に加入した。」旨供述している。

加えて、申立人は、申立期間の給与明細書等を保有していないことから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 24163 (事案 3707、12215、20878、23481 及び 23886 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年6月21日まで

A社(後にB社、さらにC社に変更。現在は、D社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して5度申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとの通知を受けた。今回、新たな資料は無いが、申立人の立場に立ち、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の元従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、当時の同社の事業主から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないこと、同社の元従業員は、申立期間当時、申立人は請負業者の一員として勤務しており、請負業者の従業員は同社において厚生年金保険に加入していなかったために、同社に働きかけて、昭和33年6月21日に多数の請負業者の従業員が厚生年金保険に加入した旨供述していること、オンライン記録により、申立人が記憶している請負業者の元同僚1名も、申立人と同日の同年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること等から、当委員会の決定に基づき平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、同僚の氏名を思い出したので再度調査してほしいと再申立てを行ったが、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚を含む28名が申立人と同日の昭和33年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人から提出のあったC社の経歴書からは、A社がB社に社名を変更した30年3月に申立人が同社の従業員になったことを確認できず、また、申立期間における厚生年金保険料の控除も確認できないこと等から、当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに昭和 36 年から 38 年までの間に撮影されたとする当時の事業主を含む従業員の写真を提出し、当該写真及び自身の記憶から、事業主を含む従業員の人数は 64 名であったはずで、上記被保険者名簿における自身の健康保険整理番号が\*番であることが不自然である旨主張した。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和 33 年 6 月 21 日に資格取得している 28 名を含め、同日において、B 社には 108 名の被保険者がいたことが確認でき、申立人の主張する人数とは異なる上、上記被保険者名簿に取消しや遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

また、上記写真のほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いことから、当委員会の決定に基づき平成 23 年 10 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、新しい資料及び情報は無いが、当委員会の結論に納得できない、国の責任として申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしいと主張しているが、D 社の人事担当者は、会社が合併を重ねてきた経緯もあり、当時の資料が一切無く、経緯を分かる者もいないとしており、同社から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、また、B 社の元従業員 3 名はそれぞれ、申立人は請負業者の従業員であり、請負業者の従業員は昭和 33 年 6 月より前には保険料は引かれておらず、また、同社において請負業者の従業員とその他の従業員とでは就業時間が相違し支障を来したため、同年 6 月頃に同社内に労働組合を結成し一本化したときに、請負業者の従業員が社会保険に加入していないことに気付き、その大部分の従業員を社会保険に加入させるように働きかけたなどと供述していることから、当委員会の決定に基づき平成 24 年 7 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、A 社及び B 社において、正社員として勤務しており、自身の厚生年金保険の加入記録が無いのは、社会保険事務所（当時）が記録を改ざんしたものであるから、新たな資料は無いが、申立期間を被保険者期間として認めてほしいと主張しているが、D 社の再度の調査により、同社から申立人に係る労働組合加入届（以下「加入届」という。）が提出されたところ、加入届には、申立人の入社日は昭和 33 年 5 月 21 日と記録されており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 33 年 6 月 21 日）とは 1 か月間の相違があるが、このことについて、同社は、定着性を見るため入社後一定期間経過した後、雇用保険を含む社会保険の加入手続を行っていたのではないかと推測できると回答している上、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日である同年 6 月 21 日となっており、雇用保険の加入記録を確認できた 2 名の従業員の資格取得日も同日となっていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において昭和 33 年 6 月 21 日に被保険者資格を取得したことが確認できる 28 名について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても資格取得日は同日と記録されており、当該被保険者名簿及び払出簿には記録が訂正されているなど不自然な点は見当たらないことから、当委員会の決定に基づき平成 24 年 11 月 28

日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からの新たな資料及び情報の提供は無く、申立人は、既に過去の申立てにおいて調査は終了していることから、第三者委員会は、申立人の立場に立った決定をすればよい旨主張しているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 24166 (事案 19601 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低い。振込額を示す銀行取引明細証明書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい旨第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。そのため、今回新たに見つけた社内文書、取引明細証明書及び手書きの年別月別の給与支給額に関する資料を提出するので、再度調査して、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された銀行作成の申立人に係る取引明細証明書によると、昭和 56 年 3 月及び同年 9 月を除く各月ごとの支払合計は、A社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている申立人の標準報酬月額 (24 万円) より高額であることが確認できるが、i) 当該取引明細証明書では厚生年金保険料等の控除額が確認できない上、同社が申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していなかったこと、ii) 当該取引明細証明書に「キユウヨ」と記録された項目の平均額は、申立人の申立期間における標準報酬月額とおおむね一致することなどから、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「B国における現地仮払いについて」と題する昭和 56 年 3 月 18 日付けの申立人宛ての社内文書、取引明細証明書及び申立人作成の手書きの年別月別の給与支給額に関する資料 (昭和 56 年から 63 年まで) を提出し、再度調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、上記資料のうち、今回新たに提出された社内文書によると、i) 海外滞在中の必要な現金支出分、その他不時の支出のための携行資金として各人駐在費の 3 か月分

を前払いすること、ii) 実施は昭和56年4月から同年6月分を同年4月10日に各人口座に振り込んで行う予定であり、その後は3か月分ずつ前払いすること、iii) 第1回仮払い分として23万100円を申立人の口座に振り込むこと、iv) 交通費等の立替分については、従来どおりの取扱いとすることなどの記載が確認できるところ、申立人から提出された取引明細証明書における振込記録により、「フリコミ」として同年4月13日、同年7月30日及び同年10月31日にそれぞれ23万100円がA社から振り込まれていることが確認でき、このことは、当該社内文書におけるi) からiii) までの事項と符合していることから、当該振込額は現地仮払いの駐在費であると考えられる。

また、上記取引明細証明書では、昭和56年4月2日、同年5月12日、同年8月4日及び同年11月2日にも「フリコミ」の記録が確認できるところ、当該記録について、A社は、交通費等立替分と考えられ、給与ではない可能性が高い旨回答しており、このことは、上記社内文書におけるiv) の事項と符合していることから、当該記録は交通費立替分に係るものと考えられる。

さらに、A社は、駐在費の会計処理について、国内であれば出張旅費、海外であれば駐在費とし、出張関連経費として給与とは別の会計処理を行っており、また、駐在費について、経費を立て替えてもらうための費用であり、給与ではない旨回答している。

以上のことから、今回提出された資料からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実を確認することができないため、当該資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 31 日から同年 3 月 26 日まで  
A 社 (現在は、B 社) で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。関連会社の C 社から A 社への転勤はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 44 年 10 月 1 日から 47 年 12 月 15 日まで、C 社又は A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、申立人に係る当時の資料は保管されていないことから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答している。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 45 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与支払明細書等の資料を保有していない上、同僚及び従業員への照会を希望しないとしていることから、申立人の申立期間に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から26、27年頃まで  
A組合（現在は、B組合）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合には3年間から4年間は勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A組合に勤務していたとする複数の元職員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が昭和24年2月1日以降も同組合に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同組合は、昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、再び適用事業所となったのが28年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、B組合は、A組合の職員の人事記録や社会保険加入記録等の資料は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明であるとしている。

さらに、申立期間当時、A組合に勤務していたとする上記の元職員からは、申立期間当時に給与から厚生年金保険料が控除されていたとする資料や供述を得ることはできなかった。

なお、A組合が昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、28年6月1日に再び適用事業所となった事情、理由等について、B組合、上記の元職員及び日本年金機構は不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から34年5月1日まで

A社B営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社B営業所作成の昭和33年分源泉徴収票の摘要欄に、申立人は同年9月4日に入社した旨が記載されていることから判断すると、退職時期は特定できないが、申立人が同社同営業所に勤務していたことは認められる。

一方、当該源泉徴収票において、社会保険料の金額が記載されていることが確認できるとともに、摘要欄には、申立人が申立期間前に勤務したC社における社会保険料が記載されていることが確認できるところ、社会保険料の金額は、A社B営業所における給与支払額に見合う厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額と乖離<sup>かいり</sup>しており、当該社会保険料の金額に、申立期間に係る厚生年金保険料が含まれているとは考え難い。

また、A社B営業所の複数の元従業員は、「同社同営業所では、各従業員の営業成績等に応じて試用期間があった。」旨供述し、そのうちの一人は、「試用期間を経て本採用になるまでは厚生年金保険に加入できず、厚生年金保険に加入する前に保険料が控除されることはなかったと思う。」旨供述している。

さらに、A社の総務担当者は、「当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨回答している。

加えて、A社B営業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険証の番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 21 日から 17 年 8 月 19 日まで  
② 平成 17 年 10 月 24 日から 18 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間に、派遣社員として勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された派遣就労証明書及び賃金台帳から、申立人は、当該期間に、同社で派遣労働者として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該期間に係る厚生年金保険料を含む社会保険料及び雇用保険料が申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された申立人の健康保険の被保険者記録及び公共職業安定所から提出された申立人の雇用保険の加入記録は、オンライン記録で確認できる申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。